



一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会
〒240-0044
保土ヶ谷区仏向町154-2
ゴトービル2F
TEL 045-442-7201
FAX 045-442-7251
発行人 平井 武男
編集 広報委員会

令和2年度 納税表彰

菊薫る11月11日(水)保土ヶ谷税務署において表彰状の授与式が
 挙行され、永年のご功績・ご活躍により当会からも次の方々が受彰され
 ました。おめでとうございます。

保土ヶ谷税務署長 表彰

支部長 二宮 健一(旭区)
 支部長 相馬 清子(保土ヶ谷区)

保土ヶ谷税務署長 感謝状

監事・支部長 小川 洋子(保土ヶ谷区)
 支部長 真中 鋭二(瀬谷区)
 地区長 河上 格 (旭区)

～ 秋 の 受 彰 ～

上記のほか各機関より表彰されました。おめでとうございます。

横浜市長表彰	副会長	樽谷 展年 (保土ヶ谷区)
神奈川県税事務所長表彰	理 事	内田 忠宏 (旭区)
瀬谷区長表彰	支部長	相馬 恵美子(瀬谷区)

年頭のあいさつ



会長 平井 武男

新年明けましておめでとうございます。

令和3年の年頭に当たり会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は申告会結成70周年を迎えた記念すべき年でありましたが、コロナウイルスの蔓延と言う思いがけない事態となり、記念の気持ちも何処かへ行ってしまいました。

平素より役員並びに会員の皆様には会の活動に対し、ご協力、ご参加頂きまして感謝申し上げます。申告期に於いてはコロナ禍にもかかわらず東京地方税理士会保土ヶ谷支部の先生方並びに保土ヶ谷税務署の担当の皆様には昨年にも増してスムーズな対応を頂き混乱することなく終了する事が出来ました。

一方、横浜中会との9回目の合同会場では申告者の数も例年にはない動きで、申告日数も延長された事もあり、入会申込が少なく、続いて起こる事を予期しているかの様であり、大変な一年を迎えることとなった訳です。

当会の活動も例に漏れることなく春のいちご狩りの親睦行事を皮切りに、全ての行事を中止いたしました。役員改選を含む定時総会も感染拡大を避ける為に縮小して開催し、引き続き私が会長を引き受けることとなり既報の通り新役員が選出され運営に当たっております。秋の税を考える週間の中の保土ヶ谷税務署署長の講演会も中止にいたしました。納税表彰式に於いては、式典そのものは中止となりましたが、当会からは署長表彰2名と感謝状3名が受彰されました。その他、横浜市長表彰、横浜県税所長表彰、瀬谷区長表彰を受けております。これもひとえに受彰された方々の会活動に対する多大なご協力が評価されたものと、敬意を表する次第です。

コロナウイルスの収束が見えないまま申告期間に入る事になります。三密による集団感染を避ける為、時間制限と入場数の制限を取らざるを得ません。各位に葉書並びに会報にもお知らせしてありますのでよくお読みの上お越しく下さい。

幸い、当会関係者の間では陽性の報告は有りません。事務所閉鎖に成ることは是非避けたいので来場される皆様のお一人お一人のご協力をお願い致します。東京オリンピックの一年遅れの開催の実現や、一日も早くワクチンの開発も実現してもらいたいと願うばかりです。

結びに当たり会員の皆様のご健勝とご事業のご繁栄を祈念申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。



保土ヶ谷税務署長 山本 善春

新年明けましておめでとうございます。

令和3年の年頭に当たり、一般社団法人保土ヶ谷青色申告会の皆様方に、謹んでお祝いを申し上げます。

また、平井会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴会におかれましては、昨年も各種の講習会や相談会、記帳・決算指導会などを通じた青色申告制度の普及、適正申告の推進のほか、消費税の軽減税率制度の周知についても積極的に取り組んでいただき、改めて敬意を表する次第です。

本年も引き続き充実した会活動を積極的に展開され、一層の会勢拡大を図られますことを御期待申し上げます。

さて、まもなく令和2年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。本年も日石横浜ホールに申告書作成会場を横浜中税務署と合同で開設しますが、毎年、貴会の役職員の皆様方には、会場内の青色コーナーにおいて、青色申告の一層の普及、記帳水準の向上などに多大な御支援と御協力をいただいております。重ねて御礼申し上げます。

なお、本年の申告書作成会場におきましては、新型コロナウイルスの感染防止策を徹底してまいり所存でありますので、本年も青色コーナーの円滑な運営に、引き続きお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

また、令和2年分の所得税の確定申告からは、65万円の青色申告特別控除を適用するための要件に、e-Taxによる申告等が加わることとなりました。会員の皆様方には、是非ともe-Taxによる申告をお願いいたします。

結びに当たり、貴会にとりまして、新しい年が輝かしい飛躍の年になりますよう、また、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

＝確定申告期のお知らせとお願い＝

- 1月2月の指導時間は1人50分となります。50分で指導が完了しなかった場合は翌日以降に再度ご来所いただきます。3月の指導時間は1人40分となります。
- 1月～3月は先着順となり、職員の指名も出来ません。瀬谷・旭の外会場は開催しません。特に月曜日・火曜日と3月は大変混み合うため1月2月中の来所をお願い致します。
- 申告会では申告関係の書類(4ページの持ち物)が揃えば1月から提出できますので、早期提出にご協力をお願いします。
- 待合場所が狭く清書できるスペースもありません。また、換気のため窓を開けており室内は寒くなっておりますので暖かい服装でお越しください。
- 申告会でコロナウイルス感染が発生した場合は行政の指示などにより、事務所を閉所し営業をみあわせることとなります。
- 申告期のお知らせ等はホームページでもご覧いただけます。



申告会 1～3月の受付は午後3時まで!

午前9時～11時・午後1時～3時(土日祝日休み)

指導上限人数分の整理券は当日朝8時45分より配布します。お待ちいただく際はマンション住人の迷惑にならないよう、エレベーター前や階段をふさがないようにお願い致します。

電話によるお問合せは午後5時から6時の間にお願い致します。

午後5時までは来所者の接客優先となります。

路上駐車禁止 ※自転車やバイクでの来所もご遠慮ください。

申告会に駐車場はありません。近隣のコインパーキングをご利用ください。

ブルーリターンAと会計ソフトの指導についての入力の確認は1月までにお願いします。

2月以降はお受けできません。

ブルーリターンAのシステムトラブルの連絡先

(株)ゼンアオイロ TEL 03-3294-2306

(平日のみ営業・時間 午前9時～午後5時 休憩時間 午後12時～1時)

土地・建物の譲渡(売却)は申告会で計算することができません。税務署の申告書作成会場でご相談ください。

確定申告最終日 3月15日(月) 午後2時で受付終了します。

申告最終日は事務所で受領した申告書を期限内に税務署へ提出しなければならない為、指導及び申告書の提出は午後2時で受付を終了します。

日曜日 確定申告指導 2月21日(日)・28日(日)

決算申告指導及び申告書・申請書類等の受付など通常業務を行います。ご利用ください。

会員1名につき確定申告書の提出も1名分です。

会員以外のご家族・知人等の申告書の指導及び提出をご希望の場合は入会手続きをお願いします。

確定申告指導会

※申告期の電話でのお問合せは午後5～6時の間にお願いします。

所得税の申告は1月21日(木)～3月15日(月) **必ず期限内に手続きして下さい。**

消費税の申告は3月16日(火)～3月31日(水) **税率ごとに区分経理をし集計してきて下さい。**

来所前に持ち物確認! 令和2年分のものであることを確認してください

全 員 持 参	☐ H30・R1年分申告書・決算書(控)	消費税がある方は消費税の申告書(控)、白色申告の方は収支内訳書(控)
	☐ R2年申告書・決算書用紙	用紙がない方は申告会にもあります
	☐ 認印、筆記用具、電卓	シャチハタは不可 ※メガネが必要な方は忘れずに
	☐ 確定申告のお知らせ葉書又は 納付書同封お知らせ通知書	届かない方は所得税の予定納税、消費税の中間申告の税額が分かるもの
	☐ マイナンバーカードの両面コピー	マイナンバーカードがない方は通知カードと運転免許証、健康保険の被保険者証などのコピー ※配偶者や扶養親族(16歳未満も含む)、専従者もマイナンバーの記載が必要ですがコピーは不要です
決 算 関 係	☐ 通帳・売掛金・未払金残高	実際の金額と帳簿残高が合っているか確認して下さい
	☐ 持続化給付金・家賃支援給付金 ・感染拡大防止協力金 等	コロナ関連でもらった給付金・協力金などは雑収入に計上して下さい。
	☐ 集計表又は試算表	月間、年間合計は必ず記入して下さい
	☐ 帳簿類	ブルーリターンの方は12月末まで入力済のデータ
	☐ 10万円以上の資産購入	車両・建物・大規模修繕等の請求書、分割払いの方は支払明細 ※出来るだけ詳しく記載されているもの
収 入 関 係	☐ 源泉徴収票(公的年金など含む) 支払調書	1月末頃、給与・報酬支払い元の会社、公的年金は日本年金機構より、個人年金は生命保険会社等より送付されます
	☐ 特定口座年間取引報告書 配当等の支払通知書	特定口座にされていない方は取引の内訳が分かるもの
	☐ 満期保険金のお知らせ	満期保険金の金額、必要経費が分かるもの
控 除 関 係	☐ 控除証明書	生命保険料・個人年金保険料・地震保険料(長期損害保険料) ・小規模企業共済・国民年金・国民年金基金 等
	☐ 年間納付額のお知らせ又は領収書 等	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・労災 等 ※分からない場合には区役所等へお問い合わせ下さい
	☐ 医療費控除の明細書	医療費等の領収証は提出不要 5年間自宅保存
	☐ 寄附金受領証明書	ふるさと納税・ユニセフ・赤十字 等
	☐ 住宅取得資金に係る借入金の年末 残高証明書(10月頃、金融機関から送付)	初年度の方は家屋及び土地の登記簿(原本)、売買契約書又は請負工事 契約書のコピーも必要です *すまい給付金受取の方は明細も持参
	☐ 配偶者の源泉徴収票	源泉徴収票がない場合は配偶者の所得確認ができる書類
	☐ その他	控除に必要な領収書・受領書・証明書・明細書

ブルーリターンAご利用の方へ

2020年分の入力が終わっていても確定申告書作成前に必ずバージョンアップを行ってください。データは自動的にブルーリターンA2021へ移行します。バージョンアップ後、続けて入力ができますのでお早目をお願いします。

インターネットからダウンロードの方

1月中旬にバージョンアップのお知らせが表示され、ソフトを起動するとプログラムが自動で更新されます。

インターネット未接続の方(CDでバージョンアップ)

バージョンアップCDが1月に送付されますのでインストールしてください。

保土ヶ谷税務署からのお知らせ

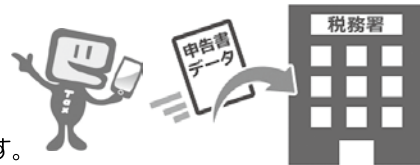
○ 令和2年分の確定申告から 青色申告特別控除の適用要件が変わります!

👉 65万円の青色申告特別控除を受けるには…

～令和元年年分	令和2年分～
◆ 正規の簿記の原則で記帳（複式簿記） ◆ 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付 ◆ 期限内申告	改正前と同じ +  ① e-Taxによる申告（電子申告） 又は ② 電子帳簿保存

① e-Taxによる申告（電子申告）とは…

- e-Taxとは、申告などの国税に関する各種の手続について、マイナンバーカード又は税務署で発行するIDとパスワードを使用し、インターネットで電子的に手続が行えるシステムです。
税務署に出向くことなく、自宅等から申告書を提出することができます。
- 65万円控除を受けるためには、自宅等のパソコン等により、e-Taxで確定申告書、青色申告決算書等のデータを提出（送信）する必要があります



② 電子帳簿保存とは…

- 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。
この制度の適用を受けるためには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。
- ※ 令和2年10月以降の申請は、原則、令和4年分からの適用となります。
- 65万円の青色申告特別控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。



○ マイナンバーカードを取得して自宅等からe-Tax!

👉 マイナンバーカードでできることって？

- マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。
また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。
- 確定申告以外にも、公的な身分証明書や健康保険証（令和3年3月予定）としても使えます。



👉 マイナンバーカードの取得方法は？

- スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法

検索

スマホによる申請
はこちらから！



令和2年分確定申告の申告・納付期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 令和3年3月15日(月) 個人事業者の消費税等 令和3年3月31日(水)

◎ 納税にはキャッシュレス納付が安全・便利!

振替納付日

所得税及び復興特別所得税 令和3年4月19日(月)
個人事業者の消費税等 令和3年4月23日(金)

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ（www.nta.jp）」でご確認ください。

こんな時には？ 申告会へご連絡をお願いします！

事業主が変わった・廃業した・転居した場合は税務署・申告会等へ下記のような手続きが必要です。
税務署への手続きも申告会で出来ますのでご連絡ください。 TEL:045-442-7201

廃業の場合	税務署	○個人事業の廃業届 ○事業廃止届(消費税課税事業者の方) ※年の途中で廃業の場合は廃業までの期間の確定申告が必要です。		○青色申告の取りやめ届	
	申告会	○退会届(当会用)の提出 (青色申告の取りやめ届ではありません) ※廃業年の確定申告を申告会で行うときは申告終了後に退会の手続きが必要です。 ○小規模企業共済加入者の方は共済金の請求等の手続き			
亡くなられた方 事業主の場合	税務署	○準確定申告(所得税・消費税) ※上記の廃業の場合の手続きの他に亡くなられた日の翌日から4ヶ月以内に相続人の方が準確定申告をします。			○個人事業者の死亡届(消費税課税事業者の方)
	申告会	○退会届(当会用)の提出 ※小規模企業共済加入者の方は共済金の請求手続き(相続人の方) ◆事業を継承される場合は下記の名義を変更する場合と同様の手続きが必要です。			
名義を変更する場合 (事業継承)	個人事業の名義変更は現在事業主の方が「廃業」、後継者の方が「新規開業」となります。 現在の事業主の青色申告の承認申請・青色専従者給与などの届出、振替納税・利用者識別番号も引継ぎされません。 また年の途中で名義変更する場合、名義変更した年の申告は現在の事業主の方と後継者の方の2名分の申告が必要となります。申告会を利用して確定申告をされる場合は2名分の年会費が掛かります。				
	現在 事業主 の方	税務署 申告会	○廃業の場合と同様の手続きが必要です。		
	後継者 の方	税務署	A:個人事業の開業届 B:納期の特例の申請書(常時10人未満雇用の場合) C:青色申告承認申請書 D:青色専従者給与届 E:電子帳簿保存の申請 CとDはその年の3月15日又は開業(事業継承)後2ヶ月以内に提出が必要 Eは開業(事業継承)後2ヶ月以内に提出が必要 ※相続による事業継承の場合は青色申告承認申請の期限が変わります。		
		申告会	○入会申込書の提出 ○会費の口座振替依頼書の提出		
転居	税務署	○所得税・消費税の納税地の異動届(振替納税の方は新たに届出必要です。) ○給与支払事務所の移転届 ※保土ヶ谷区・旭区・瀬谷区以外に転居の場合は税務署の管轄が変わります。			
	申告会	○住所変更の連絡			
上記以外にも小規模企業共済・労働保険・全青色共済・全青色疾病入院補償・全青色傷害保険にご加入の方、ブルーリターンAご利用の方は変更等ございましたら申告会にご連絡ください。					

会費についてのお知らせ！

会費は毎年6月3日に1年分(4月～翌年3月)口座振替となります。

正会員(事業・不動産所得)：年額20,000円 準会員(年金・給与の方)：年額3,000円

- 会費の納入方法は預金口座振替が原則です。口座振替手続きをしていない方、引落口座を変更したい方等は
3月31日までに申告会へご連絡をお願いします。
- 退会をご希望の方は3月31日までに当会所定の退会届をご提出ください。(税務署の廃業届とは違います。)
- ※退会届のご提出が遅れると令和3年度分の会費が引落となります！お引落の会費はご返金できません。

次回は4月号会報を4月上旬配布予定です。

会員増強にご協力を！開業された方やご入会されていない個人事業主の方をご紹介ください。粗品進呈！